

# 令和5年度消費者教育・啓発ポスターコンテスト実施要項

## 1. 趣旨

ここ数年、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。また、令和4年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられるなど、中学生・高校生に対する消費者教育がますます重要となっています。

そこで、消費者として安全安心な消費生活を送ることができる社会の実現に向けて、主体的に判断し、行動する「自立した消費者」の育成のため、県内の中高生から消費者被害の未然防止や消費者意識の向上を呼びかける消費者教育・啓発ポスターを募集し、その作品をパネル展等で掲示することにより、県民に消費者としての課題認識や意識の向上を図る啓発活動に活用させていただきます。

## 2. テーマ

消費者生活や消費者トラブルに関する4部門

- ① 若者の消費者トラブル部門
- ② 高齢者の消費者トラブル部門
- ③ エシカル消費部門
- ④ 製品安全部門

## 3. 応募資格

令和4年度奈良県内の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する生徒

## 4. 応募期限

令和5年3月31日必着

## 5. 応募方法

- (1) 提出方法：学校単位または、個人の応募の場合は学校を通して応募してください。
- (2) 応募点数：1校につき部門ごとに5点以内、個人の場合は部門にかかわらず1点限り
- (3) 作品規格：A3サイズの内紙（縦横は自由）  
画材は色鉛筆、絵の具等自由  
特定のキャラクター、企業名、商品名等をイメージさせるものは使用しない。
- (4) その他：作品ごとに、必要事項を記入した別紙応募票を貼付してください。  
<必要事項>応募部門、学校名、学年、氏名・ふりがな、作品タイトル、作成意図（200字以内）

## 6. コンテスト方法と表彰

審査会を開催し部門ごとに、最優秀賞1点、最優秀賞2点及び特別賞を選定し、表彰状と副賞を授与します。審査結果の発表は令和5年7月（予定）

## 7. 作品及び個人情報の取り扱い

- ・応募作品は自作で未発表のものに限ります。また、作品の著作権及び使用権をはじめとする一切の権利は当センターに帰属するものとします。
- ・応募作品については、当センターのホームページや当センターが制作する啓発物品等に掲載するなど、消費者教育や啓発に利すると当センターが認めた各種広報に無償で使用するとともに、作品を使用する際には、必要に応じて補正することがありますが、作者はこれを承諾するものとします。

- ・個人情報、審査・発表・印刷物への記載のみに使用します。（匿名の希望などのご相談に応じます。）
- ・第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になります。また優秀作品選定後であっても、その旨が判明した場合、無効となります。また、第三者の権利を侵害したことで発生したトラブルはすべて応募者側の責任となります。
- ・作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・応募作品は返却しません。
- ・本募集要項に取り決めのない事項については、当センターの判断により決定します。

## 8. 応募先・お問い合わせ先

奈良県消費生活センター 啓発担当

所在地：〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良 2階

電話：0742-32-0621 FAX0742-32-2686

HPアドレス：<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

センター開所日（時間）：平日（午前9時～午後5時）